

県立学校における所得税源泉徴収事務について

(平成30年12月作成)

熊本県公立学校事務職員協会 荒尾・玉名地区研究グループ

発表者 熊本県立北稜高等学校 主任事務職員 竹尾 知里
熊本県立岱志高等学校 事務主査 坂井 優美

◆ はじめに

熊本県公立学校事務職員協会荒尾・玉名地区研究グループでは、学校事務職員の業務が多様化・複雑化する中で、自分たちが苦手意識を持つ所得税源泉徴収事務や年末調整事務等における業務に着目することとしました。

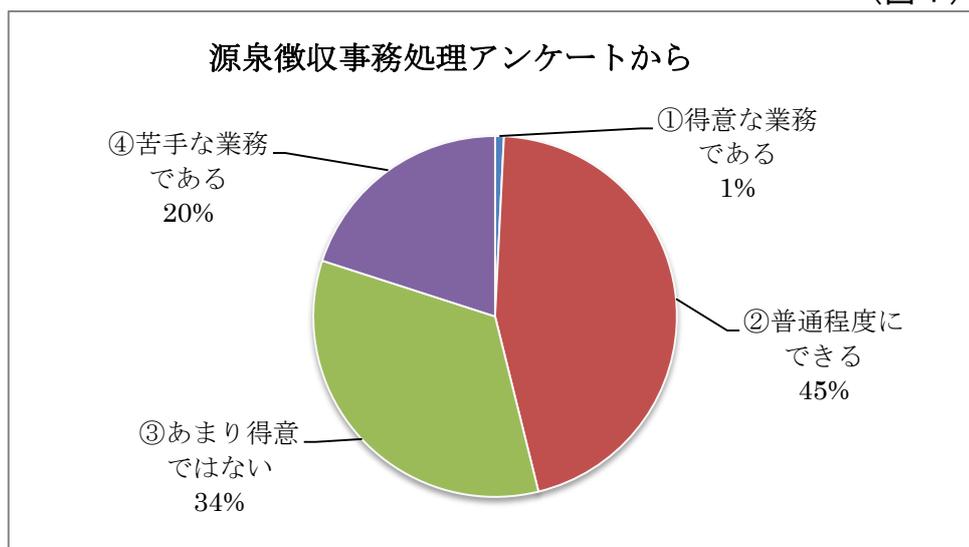
そこで、早速各校にこの業務に関するアンケートを実施しました。

まず、アンケートでは源泉徴収事務処理業務が得意か苦手かという設問で、回答者130人中「得意」又は「普通程度」は約46%、「あまり得意ではない」又は「苦手」は約54%という結果となりました。(図1) このことから、半数を超える職員がこの業務に苦手意識を持っていることが分かりました。

次に、源泉徴収事務における疑問点や特殊な事例があるかという設問に対して、各校から報酬や賃金等の業務に係る疑問点や年末調整における事例等が多数挙げられました。このことは、各事例にて解説することとします。

熊本県では学校事務職員において教育行政採用の職員が増加し、県立・義務制・行政間の異動が当たり前となった現在、教育行政職員を支援する取り組みが始まろうとしています。源泉徴収事務に関する疑問を少しでも解消し、教育行政採用職員に限らずすべての学校事務職員の皆さんが円滑に事務処理を行える一助となることを願い、源泉徴収事務について研究を進めました。

(図1)



◆ 目次 ◆

1	源泉徴収制度について（「源泉徴収のあらまし」から抜粋）	P 1
2	報酬・賃金	P 4
	（事例1）学校運営協議会報酬	P 5
	（事例2）学校医、学校薬剤師等報酬	P 8
	（事例3）非常勤講師、スクールカウンセラー報酬	P 11
	（事例4）外国語指導助手（ALT）報酬	P 14
	（事例5）A任用賃金（学校技師）	P 17
3	報償費・旅費	P 20
	（事例6）いじめ防止対策委員への謝金及び旅費	P 21
	（事例7）講演会等の講師への謝金及び旅費	P 25
4	年末調整について（「年末調整のしかた」から抜粋）	P 34
5	A任用賃金職員の年末調整の流れ	P 36
6	年末調整における職員への配布文書例 ①～②	P 39
7	参考資料	
	・（参考資料1）平成19年3月22日付け人第546号総務部長通知	P 42
	・（参考資料2）平成30年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	P 44
	・（参考資料3）平成30年分給与所得者の保険料控除申告書	P 45
	・（参考資料4）平成30年分給与所得者の配偶者控除等申告書	P 46
	・（参考資料5）平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて	P 47
	・（参考資料6）平成30年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	P 48
	・（参考資料7）給与支払報告書（総括表）	P 49
	・（参考資料8）給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）月額表・日額表	P 50
	・（参考資料9）通勤手当の所得税法上の取扱い	P 52

1 源泉徴収制度について（H30年源泉徴収のあらましから抜粋）

1 源泉徴収制度の意義

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みになっています。

2 源泉徴収義務者

会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。

そして、差し引いた所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月の10日までに国に納めなければなりません。

この所得税及び復興特別所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

源泉徴収義務者になる者は、会社や個人だけではありません。

給与などの支払をする学校や官公庁、人格のない社団・財団なども源泉徴収義務者になります。

3 税額表の種類と使い方

給与等を支払うときに源泉徴収する税額は、その支払の都度、「給与所得の源泉徴収税額表」を使って求めます。

この税額表には、「月額表」と「日額表」と「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の3種類があります。

①「月額表」を使う場合

「月額表」を使うのは、給与を毎月支払う場合です。また、月や旬を単位にして支払う給与も「月額表」を使います。

例えば、半月ごとや10日ごと、3か月ごと、半年ごとなどに給与を支払う場合です。

②「日額表」を使う場合

「日額表」を使うのは、働いたその日ごとに給与を支払う場合です。また、一週間

ごとに支払う給与も「日額表」を使います。

このほか、日割り計算して支払う給与も「日額表」を使います。

③「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使う場合

この表は、賞与、ボーナス等を支払うときに使います。

源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税は、使う税額表に記載されている「甲欄」か「乙欄」又は「丙欄」で税額を求めます。

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が提出されている場合には「甲欄」、提出がない場合には「乙欄」で税額を求めます。

「丙欄」は「日額表」だけにあり、日雇いの人や短期間雇い入れるアルバイトなどに一定の給与を支払う場合に使います。

【税額表の種類】

(表1)

種類	欄の区分	種類	欄の区分
月額表	甲欄	日額表	甲欄
	乙欄		乙欄
			丙欄

(表2)

給与の支払い区分	使用する税額表	扶養控除等申告書提出の有無	使用する欄
① 月ごとに支払うもの	月額表	提出あり	甲欄
② 半月ごと、旬ごとに支払うもの		提出なし	乙欄
③ 月の整数倍の期間ごとに支払うもの			
④ 毎日支払うもの	日額表	提出あり	甲欄
⑤ 週ごとに支払うもの		提出なし	乙欄
⑥ 日割りで支払うもの *日雇い賃金を除く			
⑦ 日雇い賃金	日額表	提出不要	丙欄

4 給与所得となるもの

(1) 概要

給与所得とは、使用人や役員に支払う俸給や給料、賃金、歳費、賞与のほか、これらの性質を有するものをいいます。

(2) 手当

役員や使用人に支給する手当は、原則として給与所得となります。具体的には、残業手当や休日出勤手当、職務手当等のほか、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当なども給与所得となります。

しかし、例外として、次のような手当は非課税となります。

- ①通勤手当のうち、一定金額以下のもの（後掲参考資料9参照）
- ②転勤や出張などのための旅費のうち、通常必要と認められるもの
- ③宿直や日直の手当のうち、一定金額以下のもの

(3) 現物給与

給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物又は権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

- ①物品その他の資産を無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益
- ②土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
- ③福利厚生施設の利用など(2)以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益
- ④個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされますが、現物給与には、職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、換金性に欠けるもの、その評価が困難なもの、受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取扱いが定められています。

5 源泉徴収の対象となる所得の範囲（一部抜粋）

源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて次の表のとおりとなっています。

(表3)

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲	
<p>居住者</p> <p>国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。</p>	給与等	俸給、給料、賃金、歳費、賞与その他これらの性質を有するもの
	<p>報酬・料金等</p> <p>「給与等」又は「退職手当等」に該当するものを除く。</p>	<p>次に掲げる報酬・料金、契約金、賞金等</p> <p>(1)原稿料、デザイン料、講演料、放送謝金、工業所有権の使用料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料など</p> <p>(2)弁護士、公認会計士、税理士等の報酬・料金</p> <p>(3)社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬</p> <p>(4)外交員、集金人、電力量計の検針人、プロ野球の選手、プロサッカーの選手等の報酬・料金</p> <p>(5)芸能、ラジオ放送及びテレビジョン放送の出演、演出等の報酬・料金並びに芸能人の役務提供事業を行う者が支払を受けるその役務の提供に関する報酬・料金</p>

- (注) 1 住所とは、個人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する（所基通2-1）。
- 2 居所とは、生活の本拠ではないが現実に居住している場所をいう。

2 報酬・賃金

私たちは、毎月定められた日に非常勤講師や臨時学校技師等に対して、報酬又は賃金を支払っている。熊本県では賃金・報酬システムの導入により、初期登録を行うことで、毎月勤務日数や時数を登録すると、その月の賃金や報酬の計算ができる。所得税等も自動で計算され、仕訳書が作成される。

学校現場では、様々な職種の報酬や賃金の支払いがあるが、主なものとして次の5つの職について事例を挙げ、検証を行った。

1 学校現場における報酬及び賃金の対象となるもの

- (事例1) 学校運営協議会報酬
- (事例2) 学校医、学校薬剤師報酬
- (事例3) 非常勤講師、スクールカウンセラー報酬
- (事例4) 外国語指導助手（ALT）報酬
- (事例5) A任用賃金（学校技師）

2 支出命令書の添付書類等

(表4)

節	支出命令書の添付書類 及び提示書類	左の付記事項
報酬 (支出負担行為書省略)	<ul style="list-style-type: none"> ① 請求書又は仕訳書 ② 個人別支払内訳 ③ 所得税徴収高計算書 ◆ 支出調書 ◆ 任用伺 ◆ 委員会等の開催伺（*） 	① 本書のとおり相違ない旨の証明 辞令照合済印
賃金 (支出負担行為書省略)	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕訳書 ② 個人別支給明細書 ③ 所得税徴収高計算書 ◆ 支出調書 	① 本書のとおり相違ない旨の証明

* 委員会等の開催伺いに予算に関する記載がない場合は、別途「予算に係る伺い」が必要

3 事例ごとの留意点等

(事例1) 学校運営協議会報酬

熊本県立学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒児童、及び幼児の健全育成を図ることを目的として熊本県教育委員会が設置したもの。平成30年度の報酬は日額2,000円と決められている。県教育委員会が一定の期間で任命書を交付する。

(表5)

	項目	区分	理由及び注意点
1	給与所得又は報酬の別	給与所得	2カ月を超える委嘱の報酬賃金であるため
2	所得税徴収高計算書の区分コード	101	
3	税額表の税区分	日額表乙欄	扶養控除等(異動)申告書の提出がないため *回ごとに支払うものであり、日額表乙を適用する。

事例1 (参考入力例：学校運営協議会報酬)

支出命令書

30年度

決裁区分 所長決裁	執行機関											
	校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
	(印)							(印)		(印)		
	出納機関 (決裁)											

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00	玉名
				所属	0000 玉名△△
				氏名	多摩 猫
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	24,000 円
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	1,939 円
会計	01 一般会計					控除額 区分 金額 所得税 61 円 円 円 計 61 円	
事業	5542 コミュニティ・スクール推進事業						
小事業	01 コミュニティ・スクール推進事業						
款	10 教育費						
項	01 教育総務費						
目	04 教育指導費						
節	01 報酬						
細節	01 報酬						
説明	001 報酬						
金額	¥2,000						

件名	県立学校における防災型コミュニティ・スクール平成30年度第1回学校運営協議会報酬
摘要	PTA会長 久間 文

債権者	久間 文	受取人	支出区分	01 通常払
	クマ モン			
	玉名市中○○○○			委任状 確認印

口座	玉名銀行	普通(総合)口座	0000000	
支出		クマ モン		
支払希望日	平成30年 7月 2日		支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号	支払区分

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例1（参考入力例：学校運営協議会報酬）

所得 税 徴 収 高 計 算 書					
所属		伝票年度	支払/戻入日	伝票番号	
20910000	教育委員会 県立学校	H30		00000000000000-00-00	
摘要	県立学校における防災型コミュニティ・スクール平成30年度第1回学校運営協議会報酬 PTA会長 久間 文				
納付書					
区分		区分 コード	人員	支 給 総 額	税 額
支給内容	所得税法				
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書					
給料、委員報酬、月額報酬賃金(任用又は委 嘱期間が(2か月を超えるもの)、弁護士報酬 (月額支給)	28条 183条	101	1	2,000	61
賞 与	28条 183条	102			
年末調整による過不足	190条 191条	104			
日雇労働者の賃金 (任用又は委嘱期間が2箇月 を超えないもの)	28条 183条	105			
退 職 手 当	30条 199条	106			
弁護士、司法書士、不動産 鑑定士等の報酬又は料金	204条 1項2号	107			
報酬・料金等の所得税徴収高計算書					
原稿料、作曲料、放送謝金、 講演料等の報酬又は料金	204条 1項1号	201	1	2,000	61
職業野球の選手、騎手、外交 員、集金人等の報酬又は料金	204条 1項4号	201			
芸能等に係る出演・演出等の報酬又は料金	204条 1項5号	201			
契 約 金	204条 1項7号	204			
公的年金等(恩給)	35条 203条 の2	205			
利子等の所得税徴収高計算書					
交付公債等の利子	23条 181条	301			
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書					
著作権の使用料又はその譲渡による対価	161条 7項	401			
人的役務の報酬又は人的役務提供事業の対価	161条 2項、8項	402			
土地等の譲渡による対価	161条 1項の3	403			

社会保険等未加入であり、
 個々の支給総額を日額表
 乙欄に当てはめて出た金額。
 支給総額が2,900円未満の
 ため、支給総額に3.063%を
 掛けた金額。

区分コード201
 への記入は
 間違い!!

(事例2) 学校医、学校薬剤師報酬

学校保健安全法により設置が定められている。職務については学校安全法施行規則により、健康相談や保健指導に従事することが挙げられている。県教育委員会から1年間の委嘱を受け、報酬は年額で支給される。

(表6)

	項目	区分	理由及び注意点
1	給与所得又は報酬の別	給与所得	2カ月を超える委嘱である月額報酬賃金
2	所得税徴収高計算書の区分コード	101	
3	税額表の税区分	月額表乙欄	月ごとに支払うものであり、扶養控除等(異動)申告書の提出がないため

* 現状は、1年間の委嘱期間の満了を確認してから年額で支払っているが、年額の報酬という課税方法はない。そのため、便宜上年額報酬を12カ月で除した額を月額報酬として、月ごとに支払うものを適用し、月ごとの税額を合計した額を所得税の年額として徴収していることに注意する。

H30年度学校医報酬 242,120円
 所得税額の算出 242,120円 ÷ 12か月 = 20,176円 (1円未満切捨て)
 20,176円 × 3.063%(月額乙欄 88,000円未満)
 = 617円 (1円未満切捨て)
 617円 (1月分の税額) × 12か月
 = 7,404円 (1年間の所得税額)

事例2 (参考入力例：学校医1名の場合)

支出命令書

30年度

決裁区分 所長決裁	執行機関											
	校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
	(印)							(印)		(印)		
出納機関 (決裁)												

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成31年4月3日		00	玉名
				所属	0000 玉名△△
				氏名	多摩 猫
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	1,884,000 円
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	234,716 円
会計	01 一般会計					控除額 区分 金額 所得税 7,404 円 円 円 計 7,404 円	
事業	2426 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等設置						
小事業	01 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の設置001						
款	10 教育費						
項	08 保健体育費						
目	01 保健体育総務費						
節	01 報酬						
細節	01 報酬						
説明	001 報酬						
金額	¥242,120						

件名	平成30年度 学校医報酬
摘要	辞令照合済

債権者	久間 文	受取人	支出区分	01 通常払
	クマ モン			
	玉名市中○○○○			委任状 確認印

口座	玉名銀行	普通(総合)口座	0000000	
支出		クマ モン		
支払希望日	平成31年 4月 10日		支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号	支払区分

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例2（参考入力例：学校医1名の場合）

所得税徴収高計算書					
所属		伝票年度	支払/戻入日	伝票番号	
20910000	教育委員会 県立学校	H30		0000000000000-00-00	
摘要	平成30年度学校医報酬				
納付書					
区分		区分コード	人員	支給総額	税額
支給内容	所得税法				
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書					
給料、委員報酬、月額報酬賃金(任用又は委嘱期間が(2か月を超えるもの)、弁護士報酬(月額支給))	28条 183条	101	1	242,120	7,404
賞 与	28条 183条	102			
年末調整による過不足	190条 191条	104			
日雇労働者の賃金(任用又は委嘱期間が2箇月を超えないもの)	28条 183条	105			
退職手当	30条 199条	106			
弁護士、司法書士、不動産鑑定士等の報酬又は料金	204条 1項2号	107			
報酬・料金等の所得税徴収高計算書					
原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	204条 1項1号	201	1	242,120	7,404
職業野球の選手、騎手、外交員、集金人等の報酬又は料金	204条 1項4号	202			
芸能等に係る出演・演出等の報酬又は料金	204条 1項5号	203			
契 約 金	204条 1項7号	204			
公的年金等(恩給)	35条 203条 の2	205			
利子等の所得税徴収高計算書					
交付公債等の利子	23条 181条	301			
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書					
著作権の使用料又はその譲渡による対価	161条 7項	401			
人的役務の報酬又は人的役務提供事業の対価	161条 2項、8項	402			
土地等の譲渡による対価	161条 1項の3	403			

社会保険等未加入であり、1カ月当たりの税額を月額表乙欄に当てはめて出た額に12を乗じた金額。

区分コード201への記入は間違い！！

(事例3) 非常勤講師、スクールカウンセラー報酬

◎非常勤講師・・・常勤職員では補うことができない授業等を担当する職員。

平成30年度は1時間当たり2,850円の単価で授業等を担当する。
 県教育委員会が一定の期間で辞令を交付する。

(表7)

項目		区分	理由及び注意点
1	給与所得又は報酬の別	給与所得	2カ月を超える委嘱である月額報酬賃金
2	所得税徴収高計算書の区分コード	101	
3	税額表の税区分	月額表甲欄	月ごとに支払うものであり、扶養控除等(異動)申告書の提出があるため *扶養控除等(異動)申告書が提出されるため、月額表甲欄で所得税を徴収し、年末調整を行う。
		月額表乙欄	従たる給与の受給者に該当し、扶養控除等(異動)申告書の提出がないため、月額表乙欄で所得税を徴収し、各自で確定申告をしてもらう。

◎スクールカウンセラー

・・・いじめや不登校、問題行為等に対応するとともに、生徒等の心のケアに役立つために設置されたもの。県教育委員会から1年間の委嘱状が交付される。平成30年度は1時間当たり、5,010円の報酬と決められている。

(表8)

項目		区分	理由及び注意点
1	給与所得又は報酬の別	給与所得	2カ月を超える委嘱である月額報酬賃金
2	所得税徴収高計算書の区分コード	101	
3	税額表の税区分	月額表乙欄	月ごとに支払うものであり、扶養控除等(異動)申告書の提出がないため

事例3 (入力例: 非常勤講師1名の場合)

支出命令書

30年度

決裁区分 所長決裁	執行機関											
	校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
	(印)							(印)		(印)		
出納機関 (決裁)												

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00 玉名	
				所属 0000 玉名△△	
				氏名 多摩 猫	
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	352,160 円
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	90.910 円
会計	01 一般会計					控除額 区分 金額 所得税 290 円 計 290 円	
事業	2390 高等学校非常勤講師配置費						
小事業	01 高等学校非常勤講師配置費						
款	10 教育費						
項	04 高等学校費費						
目	01 高等学校総務費						
節	01 報酬						
節	01 報酬						
説明	001 非常勤講師報酬						
金額	¥91,200						

件名	非常勤講師報酬 6月分
摘要	

<例>
 1時間単価:2,850円
 勤務時間:32時間
 勤務日数:8日
 *扶養控除等(異動)申告書の提出あり(扶養親族0人)

債権者	久間文	受取人	通常払
	クマモン		
	玉名市中○○○○		委任状 確認印

口座	玉名銀行	普通(総合)口座	0000000
支出	クマモン		
支払希望日	平成30年7月6日	支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号
		支払区分	

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例3 (入力例：非常勤講師1名の場合)

所得税徴収高計算書					
所属		伝票年度	支払/戻入日	伝票番号	
20910000	教育委員会 県立学校	H30		0000000000000-00-00	
摘要	非常勤講師報酬 6月分				
納付書					
区分		区分 コード	人員	支給総額	税額
支給内容	所得税法				
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書					
給料、委員報酬、月額報酬賃金(任用又は委嘱期間が(2か月を超えるもの)、弁護士報酬(月額支給)	28条 183条	101	1	91,200	290
賞 与	28条 183条	102			
年末調整による過不足	190条 191条	104			
日雇労働者の賃金(任用又は委嘱期間が2箇月を超えないもの)	28条 183条	105			
退職手当	30条 199条	106			
弁護士、司法書士、不動産鑑定士等の報酬又は料金	204条 1項2号	107			
報酬・料金等の所得税徴収高計算書					
原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	204条 1項1号	201		91,200	290
職業野球の選手、騎手、外交員、集金人等の報酬又は料金	204条 1項4号	202			
芸能等に係る出演・演出等の報酬又は料金	204条 1項5号	203			
契 約 金	204条 1項7号	204			
公的年金等(恩給)	35条 203条 の2	205			
利子等の所得税徴収高計算書					
交付公債等の利子	23条 181条	301			
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書					
著作権の使用料又はその譲渡による対価	161条 7項	401			
人的役務の報酬又は人的役務提供事業の対価	161条 2項、8項	402			
土地等の譲渡による対価	161条 1項の3	403			

社会保険等未加入であり、個々の支給総額を月額表甲欄及び乙欄に当てはめて出した金額。
乙欄適用で、支給総額が88,000円未満の場合は、支給総額に3.063%を掛けた金額。

区分コード201への記入は間違い！！

(事例4) 外国語指導助手 (ALT) 報酬

外国青年招致事業により、熊本県において語学指導を行う外国青年に対して支払う報酬。平成30年度の月額報酬は、来日初年度28万円、再任用された場合の2年目は30万円、3年目は32万5千円、4、5年目においては33万円と定められている。

(表9)

項目		区分	理由及び注意点
1	給与所得又は報酬の別	給与所得	2カ月を超える委嘱である月額報酬賃金
2	所得税徴収高計算書の区分コード	101	
3	税額表の税区分	月額表甲欄	<p>月ごとに支払うものであり、扶養控除等(異動)申告書の提出があるため</p> <p>*なお、租税条約を締結している国から来日している外国語指導助手については、免税となる場合がありますが、初来日後2年を経過するまで所得税の課税はない。</p> <p>*日本が租税条約を締結している国 アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリア、カナダ、韓国、中国、スウェーデン、デンマーク、ニュージーランド、南アフリカなど(注:カナダは租税条約は締結しているが、免税にはならない)</p>

* 租税条約による免税手続きについて

租税条約により、一部のALTについては、日本の所得税と住民税が免除されることとなっており、所得税は所轄税務署、住民税は市区町村役場での手続きが必要となる。

《所得税提出書類》

- ・租税条約に関する届出書(国税庁ホームページよりダウンロード可)
- ・特典条項に関する付表(国税庁ホームページよりダウンロード可)
- ・パスポートの写し(顔写真、氏名の部分及び「上陸許可」の部分)
- ・在留カードの写し(住所確認のため、表面及び裏面)
- ・居住者証明書(アメリカのALTのみ必要で、本人が税務署に持参する。)

所得税関係の手続きを終えたら、税務署が受け付けた「租税条約に関する届出書」の写しを市区町村役場へ提出することで、住民税が免除される。

事例4 (入力例：外国語指導助手 (ALT) 1名の場合)

支出命令書

30年度

決裁区分 所長決裁	執行機関											
	校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
	(印)							(印)		(印)		
	出納機関 (決裁)											

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00	玉名
				所属	0000 玉名△△
				氏名	多摩 猫
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	346,000 円		
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	233,148 円		
会計	01 一般会計					控除額 区分 細節 金額	所得税	0001	6,210 円
事業	2299 高等学校英語指導助手費						厚生保険料等	0001	39,802 円
小事業	01 高等学校英語指導助手費・人件費(経・人)						雇用保険料等	0760	840 円
款	10 教育費						住民税	0001	円
項	01 教育総務費						計		46,852 円
目	04 教育指導費								
節	01 報酬								
細	01 報酬								
節	001 報酬								
説明	001 報酬								
金額	¥280,000								

件名	外国語指導助手(ALT)報酬 6月分
摘要	

債権者	久間 文	受取人	支出区分	01 通常払
	クマ モン			
	玉名市中○○○○			委任状 確認印

口座	玉名銀行	普通(総合)口座	0000000	
支座		クマ モン		
支払希望日	平成30年 7月 6日		支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号	支払区分

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例4 (入力例：外国語指導助手 (ALT) 1名の場合)

所得税徴収高計算書					
所属		伝票年度	支払/戻入日	伝票番号	
20910000	教育委員会 県立学校	H30		0000000000000-00-00	
摘要	外国語指導助手(ALT)報酬6月分				
納付書					
区分		区分 コード	人員	支給総額	税額
支給内容	所得税法				
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書					
給料、委員報酬、月額報酬賃金(任用又は委 嘱期間が(2か月を超えるもの)、弁護士報酬 (月額支給)	28条 183条	101	1	280,000	6,210
賞 与	28条 183条	102			
年末調整による過不足	190条 191条	104			
日雇労働者の賃金 (任用又は委嘱期間が2箇月 を超えないもの)	28条 183条	105			
退職手当	30条 199条	106			
弁護士、司法書士、不動産 鑑定士等の報酬又は料金	204条 1項2号	107			
報酬・料金等の所得税徴収高計算書					
原稿料、作曲料、放送謝金、 講演料等の報酬又は料金	204条 1項1号	201	1	280,000	6,210
職業野球の選手、騎手、外交 員、集金人等の報酬又は料金	204条 1項4号	202			
芸能等に係る出演・演出等の報酬又は料金	204条 1項5号	203			
契 約 金	204条 1項7号	204			
公的年金等(恩給)	35条 203条 の2	205			
利子等の所得税徴収高計算書					
交付公債等の利子	23条 181条	301			
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書					
著作権の使用料又はその譲渡による対価	161条 7項	401			
人的役務の報酬又は人的役務提供事業の対価	161条 2項、8項	402			
土地等の譲渡による対価	161条 1項の3	403			

その月の社会保険料等
控除後の金額を月額表
甲欄に当てはめて出た
金額。

区分コード201
への記入は
間違い!!

(事例5) A任用賃金(学校技師)

常勤技師の欠員補充として任用される。

県立学校臨時職員任用等取扱要綱により定められており、平成30年度は1日当たり、5,970円の賃金である。

(表10)

項目		区分	理由及び注意点
1	給与所得又は報酬の別	給与所得	2カ月を超える委嘱である月額報酬賃金
2	所得税徴収高計算書の区分コード	101	
3	税額表の税区分	月額表甲欄	月ごとに支払うものであり、扶養控除等(異動)申告書の提出があるため

* A任用賃金職員の賃金の他に、なんらかの収入などがある場合は、源泉徴収票の交付により確定申告をするため、扶養控除等(異動)申告書の提出がなく、月額表乙欄適用の場合がある。

事例5 (入力例: A任用賃金 (学校技師) 1名の場合)

支出命令書

30年度

決裁区分
所長決裁

執行機関											
校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
(印)							(印)		(印)		
出納機関 (決裁)											

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00 玉名	
				所属 0000 玉名△△	
				氏名 多摩 猫	
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	519,559 円	
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	120.884 円	
会計	01 一般会計					控除額		
事業	4633 技師欠員等補充配置費						区分	金額
小事業	01 高等学校技師欠員補充配置費						所得税	0001 1540 円
款	10 教育費						厚生保険料等	0001 17,910 円
項	01 教育総務費						雇用保険料等	0760 422 円
目	03 教職員人事費						住民税	0001 円
節	01 賃金					計	19.872 円	
節	01 賃金							
説明	001 賃金							
金額	¥140.756							

件名	臨時学校技師賃金 6月分
摘要	

<例>
 1日単価:5,970円
 勤務日数:22日(欠勤なし)
 通勤単価:428円(通勤距離14km)
 通勤非課税限度額:7,100円
 * 扶養控除等(異動)申告書の提出あり(扶養親族0人)

債権者	久間 文	取人	玉名市中○○○○	委任状 確認印
	クマ モン			

口座	玉名銀行	普通(総合)口座	0000000
支出	クマ モン		
支払希望日	平成30年 7月 6日	支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号
		支払区分	

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例5（入力例：A任用賃金（学校技師）1名の場合）

所得税徴収高計算書					
所属		伝票年度	支払/戻入日	伝票番号	
20910000 教育委員会 県立学校		H30		0000000000000-00-00	
摘要	臨時学校技師賃金 6月分				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 支給総額から、通勤費の非課税額を引いた金額を入力すること。 </div>					
区分		区分コード	人員	支給総額	税 額
支給内容	所得税法				
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書					
給料、委員報酬、月額報酬賃金(任用又は委嘱期間が(2か月を超えるもの)、弁護士報酬(月額支給))	28条 183条	101	1	133,656	1,540
賞 与	28条 183条	102			
年末調整による過不足	190条 191条	104			
日雇労働者の賃金(任用又は委嘱期間が2箇月を超えないもの)	28条 183条	105			
退 職 手 当	30条 199条	106			
弁護士、司法書士、不動産鑑定士等の報酬又は料金	204条 1項2号	107			
報酬・料金等の所得税徴収高計算書					
原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	204条 1項1号	201	1	133,656	1,540
職業野球の選手、騎手、外交員、集金人等の報酬又は料金	204条 1項4号				
芸能等に係る出演・演出等の報酬又は料金	204条 1項5号				
契 約 金	204条 1項7号	204			
公的年金等(恩給)	35条 203条 の2	205			
利子等の所得税徴収高計算書					
交付公債等の利子	23条 181条	301			
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書					
著作権の使用料又はその譲渡による対価	161条 7項	401			
人的役務の報酬又は人的役務提供事業の対価	161条 2項、8項	402			
土地等の譲渡による対価	161条 1項の3	403			

支給総額から、通勤非課税額及びその月の社会保険料等控除後の金額を月額表甲欄及び乙欄に当てはめて出た金額。乙欄適用で、支給総額が88,000円未満の場合は、支給総額に3.063%を掛けた金額。

区分コード201への記入は間違い！！

3 報償費・旅費

報償費とは、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償であり、謝礼的な意味合いの強い経費のことをいう。報償費は報奨金、賞賜金、買上金の3つに分類されるが、学校現場では主に報奨金の支払が一般的と思われる。報奨金とは、講演会、講習会、研究会等の講師への謝礼等提供された役務に対する反対給付をいう。

また、旅費とは、公務のため旅行する職員に対し、旅行に要する費用として地方公共団体から支給される金銭給付のことをいうが、ここでは、報償費とともに支払う旅費について取り上げる。

1 学校現場における報償費及び旅費の対象となるもの

- (事例6) いじめ防止対策委員会外部専門家への謝金及び旅費
- (事例7) 講演会等の講師への謝金及び旅費

2 支出命令書の添付書類等

(表11)

節	支出命令書の添付書類 及び提示書類	左の付記事項
報償費（報償金） （支出負担行為書省略）	① 請求書又は仕訳書 ② 所得税徴収高計算書 ③ 内訳明細 ◆ 支出調書 ◆ 支出決定伺	① 本書のとおり相違ない旨の証明 ※謝金額が基準外の場合は、人事課の合議が必要（基準は後掲参考資料1参照）
報償費（資金前渡） （支出負担行為書省略）	① 資金前渡請求書 ② 所得税徴収高計算書 ◆ 支出調書 ◆ 施行伺	※謝金額が基準外の場合は、人事課の合議が必要（基準は後掲参考資料1参照）
	支払後 ① 資金前渡精算書 ② 証拠書類（領収書）	① 内容証明（履行確認）が必要 支払日から7日以内に支出命令者に提出
旅費	① 仕訳書 ◆ 旅行依頼書、承諾書	① 事務長の旅行命令等確認印及び仕訳印 ※所得税控除が適正に行われているか確認する（講師謝金等）

3 事例ごとの留意点等

(事例6) いじめ防止対策委員会外部専門家

いじめ防止対策委員会とは、いじめ防止対策推進法第22条及び熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則に基づき、設置したもの。外部専門家等(*)を含めて組織し、年3回(1回2時間)実施。

平成30年度の報償費は、1回当たり10,500円(日額)と決められており、旅費については、県の規定によるものとされ、一般行政職一級の旅費相当額を支給することになっている。

なお、外部専門家等が、学校配置のスクールカウンセラー(以下「SC」という。)、又はスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)であり、SC又はSSWの勤務日に組織の業務を行う場合は、SC又はSSWとしての報酬を支出する。

*外部専門家等

- ・・・心理や福祉の専門家、弁護士、精神科医師、教員・警察官経験者等がいじめの防止等に関する見識を有する者で校長が決定する。

(表12)

	項目	区分	理由及び注意点
報償費	給与所得又は報酬の別	給与所得	委員報酬のため
	所得税徴収高計算書の区分コード	101	
	税額表の税区分	日額表乙欄	会議ごとに支払うものであり、扶養控除等(異動)申告書の提出がないため
旅費	非課税		実費弁償のため

事例6 (いじめ防止対策委員会 外部専門家報酬)

支出命令書

30年度

決裁区分 所長決裁	執行機関									
	校長	副校長	審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長	主査		
	印						印	印		
出納機関 (決裁)										

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00 玉名	
				所属 0000 玉名△△	
				氏名 多摩 猫	
					印

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	31,500 円
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	8,620 円
会計	01 一般会計					控除額	区分 金額 所得税 1,880 円
事業	5252 県立学校いじめ防止対策組織事業						
小事業	03 県立学校いじめ防止対策組織事業					計	1,880 円
款	10 教育費						
項	01 教育総務費						
目	04 教育指導費						
節	08 報償費						
細節	01 報償費						
説明	001 報償費						
金額	¥10,500						

件名	平成30年度第1回いじめ防止対策委員会 外部専門家報酬	
摘要		

債権者	久間 文	受取人	支出区分	01 通常払
	クマ モン			
	玉名市中○○○○			委任状 確認印

口座	玉名銀行	普通(総合)口座	0000000
支出	クマ モン		
支払希望日	平成30年 7月 2日	支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号
		支払区分	

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例6 (いじめ防止対策委員会 外部専門家報酬)

所得税徴収高計算書					
所属		伝票年度	支払/戻入日	伝票番号	
20910000	教育委員会 県立学校	H30		00000000000000-00-00	
摘要	平成30年度第1回いじめ防止対策委員会 外部専門家報酬				
納付書					
区分		区分コード	人員	支給総額	税額
支給内容	所得税法				
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書					
給料、委員報酬、月額報酬賃金(任用又は委嘱期間が(2か月を超えるもの)、弁護士報酬(月額支給))	28条 183条	101	1	10,500	1,880
賞 与	28条 183条	102			
年末調整による過不足	190条 191条	104			
日雇労働者の賃金(任用又は委嘱期間が2箇月を超えないもの)	28条 183条	105			
退職手当	30条 199条	106			
弁護士、司法書士、不動産鑑定士等の報酬又は料金	204条 1項2号	107			
報酬・料金等の所得税徴収高計算書					
原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	204条 1項1号	201			
職業野球の選手、騎手、外交員、集金人等の報酬又は料金	204条 1項4号	202			
芸能等に係る出演・演出等の報酬又は料金	204条 1項5号	203			
契 約 金	204条 1項7号	204			
公的年金等(恩給)	35条 203条 の2	205			
利子等の所得税徴収高計算書					
交付公債等の利子	23条 181条	301			
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書					
著作権の使用料又はその譲渡による対価	161条 7項	401			
人的役務の報酬又は人的役務提供事業の対価	161条 2項、8項	402			
土地等の譲渡による対価	161条 1項の3	403			

社会保険未加入のため、個々の支給総額を日額表乙欄に当てはめて算出

事例6 (いじめ防止対策委員会 外部専門家旅費)

支出命令書

30年度

決裁区分
校長決裁

執行機関											
校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
(印)							(印)		(印)		
出納機関 (決裁)											

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00 玉名	
				所属 0000 玉名△△	
				氏名 多摩 猫	
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	11,418 円	
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	3,806 円	
会計	01 一般会計					控除額		
事業	5252 県立学校いじめ防止対策組織事業						区分	金額
小事業	03 県立学校いじめ防止対策組織事業						所得税	0 円
款	10 教育費							円
項	01 教育総務費							円
目	04 教育指導費							円
節	09 旅費						円	
節	01 旅費						円	
説明	001 旅費						円	
金額	¥3,806					計		

実費弁償のため
非課税

件名	平成30年度第1回いじめ防止対策委員会 外部専門家旅費
摘要	

債権者	久間 文 クマ モン 玉名市中○○○○	受取人		支出区分	01 通常払
					委任状 確認印

口座	玉名銀行 普通(総合)口座 0000000		
支出	クマ モン		
支払希望日	平成30年 7月 2日	支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号
支払区分			

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

(事例7) 講演会等の講師 (講師招へい)

平成 19 年 3 月 22 日付け人第 546 号総務部長通知「研修会、講演会等の講師等に対する謝金及び旅費の取扱いについて」別表(後掲参考資料 1 参照)を元に謝金を計算。
 なお、基準により難しい場合及び基準がない場合は、事前に人事課給与班合議が必要となる。

<合議が必要となる主なケース>

- 基準額を上回る場合
- 謝金の算定基礎が時間で定められていない場合(ただし、日額であっても業務時間により割り戻して1時間当たりの額が基準額以下である場合は合議不要) など

《注意！！》

源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲は、その報酬・料金等の支払を受ける者が、個人であるか法人であるかによって異なる。

(1) 報酬・料金等の支払を受ける者が**個人の場合**の源泉徴収の対象となる範囲

- ①原稿料や講演料など
- ②弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金
- ③社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
- ④プロ野球選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、モデルや外交員などに支払う報酬・料金
- ⑤芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
- ⑥ホテル、旅館などで行われる宴会等において、客に対して接待等を行うことを業務とするいわゆるバンケットホステス・コンパニオンやバー、キャバレーなどに勤めるホステスなどに支払う報酬・料金
- ⑦プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う契約金
- ⑧広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金

(2) 報酬・料金等の支払を受ける者が**法人の場合**の源泉徴収の対象となる範囲

- ①馬主である法人に支払う競馬の賞金

①講師本人(個人)に依頼し個人へ支払う場合 (表 1 3)

	項目	区分	理由及び注意点
報 償 費 ・ 旅 費	給与所得又は報酬の別	報酬	講演料のため
	所得税徴収高計算書の区分コード	201	
	税額表の税区分	税額表 不使用	源泉徴収すべき所得税額及び復興特別所得税の額は支払金額(源泉徴収の対象となる金額)により次のとおりとなる。 ・支払金額が100万円以下の場合 支払金額×10.21% (*) ・支払金額が100万円超の場合 (支払金額-100万円)×20.42%+102,100円

* 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することとされた。

<合計税率の計算式>

$$\begin{aligned} \text{所得税率}(\%) \times 102.1\% &= \text{合計税率}(\%) \\ (10\% \times 102.1\% &= 10.21\%) \end{aligned}$$

事例7-1 (講演会等講師謝金：個人へ支払う場合)

支出命令書

30年度

決裁区分 校長決裁	執行機関											
	校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
	(印)							(印)		(印)		
出納機関 (決裁)												

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00	玉名
				0000	玉名△△
				氏名	多摩 猫
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	20,000 円
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	8,979 円
会計	01 一般会計					控除額 区分 金額 所得税 1,021 円 円 円 計 1,021 円	
事業	2391 全日制高等学校運営費						
小事業	01 全日制高等学校運営費						
款	10 教育費						
項	04 高等学校費						
目	02 全日制高等学校管理費						
節	08 報償費						
細節	01 報償費						
説明	001 報償費						
金額	¥10,000						

件名	平成30年度思春期保健教育講演会 講師謝金
摘要	承諾書照合済

債権者	久間 文	受取人	支出区分	01 通常払
	クマ モン			
	玉名市中○○○○			委任状 確認印

口座	玉名銀行	普通(総合)口座	0000000
支出	クマ モン		
支払希望日	平成30年 7月 2日	支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号
		支払区分	

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例7-1 (講演会等講師謝金：個人へ支払う場合)

所得 税 徴 収 高 計 算 書					
	所属	伝票年度	支払/戻入日	伝票番号	
20910000	教育委員会 県立学校	H30		00000000000000-00-00	
摘要	平成30年度思春期保健教育講演会 講師謝金				
納付書					
区分		区分	人員	支給総額	税 額
支給内容	所得税法	コード			
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書					
給料、委員報酬、月額報酬賃金(任用又は委嘱期間が(2か月を超えるもの)、弁護士報酬(月額支給))	28条 183条	101			
賞 与	28条 183条	102			
年末調整による過不足	190条 191条	104			
日雇労働者の賃金 (任用又は委嘱期間が2箇月を超えないもの)	28条 183条	105			
退職手当	30条 199条	106			
弁護士、司法書士、不動産鑑定士等の報酬又は料金	204条 1項2号	107			
報酬・料金等の所得税徴収高計算書					
原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	204条 1項1号	201	1	10,000	1,021
職業上必要経費、手、外交員、料	204条 1項4号	202			
		203			
契 約 金	204条 1項7号	204			
公的年金等(恩給)	35条 203条 の2	205			
利子等の所得税徴収高計算書					
交付公債等の利子	23条 181条	301			
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書					
著作権の使用料又はその譲渡による対価	161条 7項	401			
人的役務の報酬又は人的役務提供事業の対価	161条 2項、8項	402			
土地等の譲渡による対価	161条 1項の3	403			

所得税法上の報酬・料金等の税額の計算方法(税率)を確認。

* 100万円以下の場合
報酬×10.21%

講師等へ旅費の支給がある場合、謝金等と同様に源泉徴収する必要があります。

《注意！！》

報酬と旅費を同一人物に同時に支払う場合は、どちらか一方にのみ人数を計上すること。

事例7-1 (講演会等講師旅費：個人へ支払う場合)

支出命令書

30年度

決裁区分 校長決裁	執行機関											
	校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
	(印)							(印)		(印)		
出納機関 (決裁)												

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00 玉名	
				所属 0000 玉名△△	
				氏名 多摩 猫	
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	20,000 円
所属	00000000 県立学校 ○○○					現金支払額	3,385 円
会計	01 一般会計					控除額 区分 金額 所得税 384 円 円 円 計 384 円	
事業	2391 全日制高等学校運営費						
小事業	01 全日制高等学校運営費						
款	10 教育費						
項	04 高等学校費						
目	02 全日制高等学校管理費						
節	09 旅費						
細節	01 旅費						
説明	001 旅費						
金額	¥3,769						

件名	平成30年度思春期保健教育講演会 講師旅費
摘要	承諾書照合済

債権者	久間 文	受取人	支出区分	01 通常払
	クマ モン			
	玉名市中○○○○			委任状 確認印

口座	玉名銀行	普通(総合)口座	0000000	
支出		クマ モン		
支払希望日	平成30年 7月 2日		支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号	支払区分

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例7-1 (講演会等講師旅費：個人へ支払う場合)

所得 税 徴 収 高 計 算 書					
	所属	伝票年度	支払/戻入日	伝票番号	
20910000	教育委員会 県立学校	H30		00000000000000-00-00	
摘要	平成30年度思春期保健教育講演会 講師旅費				
納付書					
区分		区分	人員	支給総額	税 額
支給内容	所得税法	コード			
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書					
給料、委員報酬、月額報酬賃金(任用又は委嘱期間が2か月を超えるもの)、弁護士報酬(月額支給)	28条 183条	101			
賞 与	28条 183条	102			
年末調整による過不足	190条 191条	104			
日雇労働者の賃金(任用又は委嘱期間が2箇月を超えないもの)	28条 183条	105			
退 職 手 当	30条 199条	106			
弁護士、司法書士、不動産鑑定士等の報酬又は料金	204条 1項2号	107			
報酬・料金等の所得税徴収高計算書					
原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	204条 1項1号	201	0	3,769	384
職業野球選手、外交員、俳優等の報酬又は料金	204条 1項4号	202			
		203			
契 約 金	204条 1項7号	204			
公的年金等(恩給)	35条 203条 の2	205			
利子等の所得税徴収高計算書					
交付公債等の利子	23条 181条	301			
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書					
著作権の使用料又はその譲渡による対価	161条 7項	401			
人的役務の報酬又は人的役務提供事業の対価	161条 2項、8項	402			
土地等の譲渡による対価	161条 1項の3	403			

所得税法上の報酬・料金等の税額の計算方法(税率)を確認。

* 100万円以下の場合
報酬×10.21%

講師等へ旅費の支給がある場合、謝金等と同様に源泉徴収する必要があります。

《注意！！》

報酬と旅費を同一人物に同時に支払う場合は、どちらか一方のみ人数を計上すること。(今回の例は報酬に計上)

②所属団体（法人）に依頼し法人へ支払う場合

（表 1 4）

	項目	区分	理由及び注意点
報 償 費 ・ 旅 費	給与所得又は報酬の別	報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演料は源泉徴収の対象外 ・ 源泉徴収していなくても「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出は必要（所得税法第204条第1項第2号の報酬等に該当するため）
	所得税徴収高計算書の区分コード	なし	
	税額表の税区分	なし	

* 旅費は熊本県旅費条例の規定により旅行者本人に支払うこととされているため、法人へ支払う場合は、旅費の受領に関して講師本人から法人への委任状を徴し、委任払とする必要がある。

なお、特別な事情により講師謝金を所属団体（法人）へ依頼し法人へ支払い、旅費は講師本人（個人）へ依頼し個人へ支払う必要がある場合は、謝金については源泉徴収不要であるが、旅費については、依頼内容等により源泉徴収の有無が異なる場合があるため、最寄りの税務署に確認が必要となる。

事例7-2 (講演会等講師謝金:法人へ依頼し、法人へ支払う場合)

支出命令書

30年度

決裁区分
校長決裁

執行機関											
校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
(印)							(印)		(印)		
出納機関 (決裁)											

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00 玉名	
				0000 玉名△△	
				氏名 多摩 猫	
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	20,000 円	
所属 会計 事業 小事業 款 項 目 節 細節 説明	00000000 県立学校 ○○○ 01 一般会計 2391 全日制高等学校運営費 01 全日制高等学校運営費 10 教育費 04 高等学校費 02 全日制高等学校管理費 08 報償費 01 報償費 001 報償費				現金支払額	10,000 円		
金額		¥10,000				控除額	計	円

件名	平成30年度職業講話 講師謝金
摘要	承諾書照合済

債権者	株式会社 真成龍 カフシキガイシャ マジャッキー 荒尾市荒尾△△△△	受取人	支出区分 01 通常払
			委任状 確認印

口座	玉名銀行 普通(総合)口座 ×××××××× 荒尾 カ) マジャッキー		
支払希望日	平成30年 7月 2日	支払方法	01 口座振替払
整理番号		小切手番号	第 号
支払区分			

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例7-2 (講演会等講師旅費:法人へ依頼し、法人へ支払う場合)

支出命令書

30年度

決裁区分
校長決裁

執行機関											
校長	副校長		審議員	教頭	教頭	主任事務長	事務長		主査		
(印)							(印)		(印)		
出納機関 (決裁)											

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
支出命令(省略)	0000000000-00-00	平成30年7月1日		00 玉名	
				所属 0000 玉名△△	
				氏名 多摩 猫	
					(印)

年度	平成30年度	予算区分	現年	科目通番	00000	支出命令未済額 配当(令達)残額 目	20,000 円	
所属	00000000 県立学校 ○○○	事業		01 一般会計		現金支払額	3,769 円	
小事業	2391 全日制高等学校運営費	款		01 全日制高等学校運営費		控除額		
項	10 教育費	目		04 高等学校費			区分	金額
目	02 全日制高等学校管理費	節		09 旅費			所得税	円
節	01 旅費	説明		001 旅費				円
説明	001 旅費						計	円
金額						¥3,769		

件名	平成30年度職業講話 講師旅費
摘要	承諾書照合済 委任状照合済

債権者	久間 文 クマ モン 玉名市中○○○○	受取人	株式会社 真成龍 カフシキガイシャ マジャッキー 荒尾市荒尾△△△△	支出区分	09 委任払
					(印)

口座	玉名銀行 普通(総合)口座 ××××××××				
座	荒尾 カ) マジャッキー				
支払希望日	平成30年 7月 2日	支払方法	01 口座振替払		
整理番号		小切手番号	第 号	支払区分	

工事番号	年度	事業	債	箇所	工区	枝番	事業科目名	施行番号

事例7-2 (講演会等講師旅費:法人へ依頼し、法人へ支払う場合)

旅 行 依 頼 書

平成**30**年〇〇月〇〇日

株式会社 真成龍
代表取締役 南関 突破丸 様

熊本県立五名△△学校長

公
印

平成30年度職業講話のため、下記のとおり御派遣（御旅行）くださるようお願いいたします。

記

1 旅行者	氏名	久間 文
	住所	五名市中〇〇〇〇
2 所属団体	名称	株式会社 真成龍
	住所	荒尾市荒尾△△△△
3 旅行期間	平成 30 年 6 月〇〇日～平成 30 年 6 月〇〇日	
4 旅行区間	荒尾市(水島)～五名市(五名)	
5 利用交通機関	公共交通機関	
6 備考		

旅 行 承 諾 書

平成**30**年〇〇月〇〇日

熊本県立五名△△学校長 様

旅行命令権者 住所 荒尾市荒尾△△△△

氏名 株式会社 真成龍
代表取締役 南関 突破丸

代表取
締役印

上記のとおり依頼のありました旅行については、承諾します。

委 任 状

平成**30**年〇〇月〇〇日

委任者(旅行者) 住所 五名市中〇〇〇〇

氏名 久間 文

印

私は、下記1の者を代理人と定め、上記旅行に係る旅費の受領に関する一切の権限を委任します。

記

1 代理人 住所 荒尾市荒尾△△△△
氏名 株式会社 真成龍
代表取締役 南関 突破丸

代表取
締役印

2 口座振込先 金融機関名 玉名銀行 荒尾支店
種別・口座番号 普通・××××××××××
(フリガナ) カシタインディヤキ
口座名義 株式会社 真成龍

4 年末調整について（平成30年分年末調整のしかたから一部抜粋）

1 年末調整の意義

年末調整とは、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（毎日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続きで、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。

毎月（毎日）の給与の支払の際に源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。この一致しない理由は、その人によって異なりますが、

- ①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られているが、実際は年の中で給与の額に変動があること
- ②年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、
- ③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていること

などがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に収めべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続きを年末調整と呼んでいます。

2 年末調整の対象者

年末調整は、原則として給与の支払者に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等（異動）申告書」）を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。年末調整の対象となる人とならない人を区分して示すと次の表のとおりです。

（表15）

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の中で退職した人のうち、次の人 ① 死亡により退職した人 ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 ③ 12月中に支給期の到来する給与の	次のいずれかに該当する人 (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人

<p>支払を受けた後に退職した人 ④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。） (4)年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。）</p>	<p>(3)2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者） (4)年の途中で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人 (5)非居住者 (6)継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など（日額表の丙欄適用者）</p>
--	---

〔注意事項〕

外国人の労働者であっても、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる人については、上記の表の区分により年末調整の対象となるかどうかを判定することになります。

3 年末調整を行う時期

年末調整は、本年最後に給与の支払をする時に行うことになっていますので、通常は12月に行いますが、次に掲げる人については、それぞれ次の時に年末調整を行います。

(表16)

年末調整の対象となる人	年末調整を行う時
(1)年の途中で死亡により退職した人	退職の時
(2)著しい心身の障害のため年の途中で退職した人で、その退職の時期からみて本年中に再就職ができないと見込まれる人	退職の時
(3)12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
(4)いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）	退職の時
(5)年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人	非居住者となった時

5 A任用賃金（学校技師）の年末調整の流れ

A任用賃金（学校技師）を例に、年末調整の流れを図示しました。

時期	臨時技師	所属	関係機関
11月初旬	③申告書の記入 添付書類の収集	②様式配付	①（会計課） 臨時職員等の年末調整 並びに所得税関係の 通知
11月半ば ～下旬	④申告書及び添付 書類の提出	⑤書類の確認 年末調整計算	
12月初旬		⑥臨時職員等年末調整に かかる還付対象者一覧 表の提出	（会計課へ）
12月末	⑨年末調整還付金 及び明細受領	⑧年末調整明細配付	⑦（会計課）年末調整還付
1月半ば まで		⑩法定調書合計表の提出 ⑪源泉徴収票 （税務署提出用）の提出 ⑫年末調整再調整	（会計課へ）
1月末 まで	⑭源泉徴収票の 受領	⑬源泉徴収票の配付	⑮（関係市町村） 給与支払報告書総括表 提出の通知 （通知が無い場合もある） （関係市町村へ）
⑯は市町村 によって異 なる場合が ある		⑯給与支払報告書総括表 及び給与支払報告書の 提出	

所属で行う項目についての説明や注意点

②様式配付、⑤書類の確認

○配付する様式については以下1～4のとおり（後掲参考資料2～5参照）。

- 1 （現年分）給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（記入済みのもの）
- 2 給与所得者の保険料控除申告書
- 3 給与所得者の配偶者控除等申告書
- 4 （翌年分）給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

○該当者は、上記1～4と併せて5～7の書類を提出する。

- 5 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
（税務署から個人へ送付されたもの。初年に確定申告を行うと、翌年に該当年数分まとめて送付される。）
- 6 申告内容証明書類
 - ・ 障害者手帳の写し等（配偶者控除、扶養親族及び障害者控除用）
 - ・ 給与実績、見込証明書等
（諸手当実態調査時の資料で、判断が付かない場合）
 - ・ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書（保険会社より送付）
 - ・ 社会保険料控除証明書（日本年金機構、各国民年金基金より送付）
 - ・ 小規模企業共済等掛金控除証明書（中小企業基盤整備機構等より送付）
 - ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（金融機関等より送付）
- 7 前職の源泉徴収票・・・その年に前職がある人のみ。（原本）

⑤年末調整計算

②で提出された書類を基に、年末調整の計算をする。

⑥臨時職員等年末調整にかかる還付対象者一覧表の提出

⑤で計算した内容をもとに、会計課に還付対象者及び還付金額の報告をする。還付金は会計課から直接対象者へ振り込まれる。

⑧年末調整明細配付

⑩法定調書合計表の提出（会計課へ）

様式は、国税庁のホームページからダウンロード。

主に県立学校では「1 給与所得の源泉徴収票合計表」「3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表」を入力する（後掲参考資料6参照）。

⑪源泉徴収票（税務署提出用）の提出（該当者のみ。会計課へ）

源泉徴収票のうち、枠外左横に「税務署提出用」と記載のあるもの。

年末調整の有無、税額表等に該当する者のみ提出する。

⑫源泉徴収票の配付

マイナンバーと支払者欄の法人番号の記載はしないこと。

⑬給与支払報告書総括表及び給与支払報告書の提出（関係市町村へ）

各市町村により通知の有無が異なる。通知がない場合も提出が必要である。

通知がある市町村からは、給与支払報告書総括表の様式の添付があるが、通知がない

市町村からは、該当市町村から受領するか、所属で作成する必要がある（後掲参考資料7参照）。

給与支払報告書は源泉徴収票と共に出力される。2部を給与支払報告書総括表と併せて提出する。

また、住民税の特別徴収ができない場合は、市町村から住民税の普通徴収申請書の提出を求められるため、併せて提出する必要がある。

* 住民税の普通徴収・特別徴収とは

納税者が自ら住民税を納付する方法を普通徴収という。住民税の納入については、特別徴収（給与天引き）が給与支払者の義務となっているが、条件によっては住民税の普通徴収申請書を提出すると、普通徴収に切り替えられる（後掲参考資料7参照）。

6 年末調整における職員への配付文書例（平成30年版）

提出書類及び添付書類一覧

①、②、④、⑥ は全員提出。 ③、⑤ は該当者のみ提出してください。

必要書類		内容等	
①	職員用チェックリスト	必ず内容を確認し押印すること。該当しない項目は斜線で消すこと。	
②	平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容に間違いがないか確認。（住所・氏名・所得等） ・今年1～12月に異動（出産・就職等による扶養の増減、転居、改姓等）がある場合は二重線で訂正すること。（訂正印不要） ・国外居住親族（留学中の子等）は、「非居住である親族」に○、「生計を一にする事実」に送金等の金額を記入、親族関係書類、送金関係書類を提出。 ・左上の市区町村名も記入。 ※マイナンバーを記入（黒く塗りつぶしてある場合は欄の余白に記入）	
添付書類	1 源泉控除対象配偶者、扶養親族控除	本年中の収入金額が分かる書類（給与支払い（見込）証明書等）	
	2 給与収入調書（給与所得者）	被扶養者の年間収入額（1～12月まで）が給与収入103万円を超えていないか確認。	
	3 年金収入調書（年金所得者）	公的年金収入が158万円（65歳未満は108万円）を超えていないか確認。	
	4 障害者手帳、療育手帳	障害者、特別の障害者	
	5 国外居住親族（留学している子等）の親族関係書類及び送金関係書類	国外居住親族の「親族関係書類」①又は② ① 戸籍の附票の写し及び国外居住親族のパスポートの写し。 ② 国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居住の記載がある外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類。 国外居住親族の「送金関係書類」③又は④ ③ 金融機関が行う為替取引により職員から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする金融機関の書類。 ④ 国外居住親族がクレジットカードで商品等を購入した代金を職員が支払ったこと等を明示するクレジットカード発行会社の書類。	
③	平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除等の場合提出。 ・配偶者控除（収入が103万円未満） ・配偶者特別控除（収入が103万円超～201万6千円未満）	
④	平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料、社会保険料（国民年金保険料、国民健康保険料）	
添付書類	1 「一般の生命保険料」払込証明書	本人が本年中に支払ったもの。保険金の受取人が、本人又は配偶者や親族であること。	※申告できる保険契約の数に制限はないが、控除額が上限に達した場合は、それ以上の契約の申告は不要。
	2 「介護・医療保険料」払込証明書	平成24年1月1日以降に契約したもの。	
	3 「個人年金保険料」払込証明書	受取人を本人又は配偶者が生存している場合にはそのいずれかとするものに限る。	
	4 「地震保険料」払込証明書	1枚の控除証明書に「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方の記載がある場合、それぞれの控除額を計算し、いずれか一方（有利な方）を選択して記入。	
	5 「旧長期損害保険料」払込証明書		
	6 「国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金」の支払証明書	本人及び扶養親族の国民年金保険料等を支払った金額が記載されているもの ※新規採用者・臨時的任用者は採用前に支払った証明書	
⑤	住宅借入金（取得）等特別控除申告書	該当者のみ ※住宅取得後、確定申告を済ませている人には税務署から控除期間分の申告書が自宅に送られている。	
添付書類	1 借入金の年末残高等証明書	該当者のみ（金融機関等が発行するもの） ※連帯債務者による借入金がある場合は、それぞれの負担割合を記入すること。	
⑥	平成31年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	平成31年1月1日時点の内容を記入	

※昨年のご自分の申告書を参考にしたい場合は、事務室で閲覧できます。

年末調整は本人の申告に基づいて行うものです。申告者が各人の責任により正しく申告してください。再調整（別途通知）までに書類がそろわない場合は、各自で確定申告をしてください。

臨時・非常勤職員の皆様へ

平成30年分年末調整の手続について

以下の点に留意して各種申告書及び証明書類の提出をお願いします。

1 年末調整の対象となる方

12月に任用されている方（12月1日以降新規任用職員を除く。）で「給与所得者の扶養控除（異動）申告書」を提出している方
（12月から新たに任用された方は支払いが来年になり、来年の年末調整の対象になります。）

2 提出していただく書類

- ① 年末調整報告に係るチェックリスト
- ② 平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書（原本）
- ③ 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書（原本）・・・該当者のみ
- ④ 平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書（原本）
※保険料等の申告がない場合でも、署名・押印のうえ必ず提出してください。
- ⑤ 平成30年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（原本）・・・該当者のみ
- ⑥ 申告内容証明書類・・・該当者のみ
- ⑦ 源泉徴収票（平成30年中に採用された方で、採用前に給与所得がある場合、そのときの源泉徴収票の原本を提出してください。）・・・該当者のみ
- ⑧ 平成31年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書（原本）

3 提出時の留意点

提出の際は特に以下の点にご留意のうえ、ご提出ください。

(1) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（平成30年分、31年分共通）

① 氏名、生年月日、住所欄は、誤りなく記入していただくとともに、氏名には必ずフリガナを記入し、押印してください。

※31年分の住所欄は平成31年1月1日現在の居住地を記入してください。

② 配偶者の有無欄は、控除対象の有無にかかわらず、配偶者がいる場合は有を○で囲んでください。

③ 「主たる給与から控除を受ける」欄の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生欄に該当があれば、必ず記入してください。障害者、勤労学生の方は、それを証明する資料等を添付してください。（障害者手帳の写しなど）

④ 平成30年中に、氏名や住所その他記載内容が変更になった方は、朱書きで訂正し、変更年月日を記入してください。

⑤ 住所等をはじめ、平成30年と31年の状況に変化がない場合は、2つの申告書は基本的に一致しますので、提出にあたっては記載内容に相違点がないか確認をお願いします。

(2) 給与所得者の配偶者控除等申告書（所得者の合計所得金額が1,000万円以下に限る）

《控除額の計算の順序》

① 所得者の合計所得金額の見積額の計算 ⇒ ② 所得者の合計所得金額の区分の判定(区分Ⅰ) ⇒ ③ 配偶者の合計所得金額の見積額の計算 ⇒ ④ 配偶者の合計所得金額の判定(区分Ⅱ) ⇒ ⑤ 控除額の計算欄の表に上記②及び④の判定結果を当てはめる ⇒ ⑥ ⑤により求めた額を配偶者控除の額欄又は配偶者控除額欄に記載する

(3) 給与所得者の保険料控除申告書

① 氏名、生年月日、住所欄は、上記(1)の①の留意点と同じ

② 生命保険料控除欄及び地震保険料控除欄

該当があれば記入のうえ、それを証明する資料等を添付してください。

※ 証明する資料等のうち、保険会社が発行する保険料額証明書類、国民年金の領収書は必ず原本を提出してください。

(4) その他

申告内容に基づき、居住地の市町村へ給与支払報告書を提出します。これが市町村住民税等算定の資料となります。そのため、該当欄への記入や証明書類の添付に漏れのないように注意してください。

4 提出先 担当： _____

5 年末調整の結果の精算について

(1) 過納額の精算：過納額は 月 日()に本人口座に振込み予定です。

(2) 不足額の精算：不足額は 月分支払時〔1月 日()〕に徴収予定です。

提出期限 <u>平成 年 月 日()</u> 期日厳守

7 参考資料

- ・(参考資料1) 平成19年3月22日付け人第546号総務部長通知



人第546号
平成19年3月22日

本庁各課（総室・室・センター）長
各出先機関長
各種委員（会）事務局長 } 様

総務部長

研修会、講演会等の講師等に対する謝金及び旅費の取扱いについて（通知）

このことについては、平成3年10月28日付け人第541号により通知しているところですが、謝金額の基準等を一部改め、下記のとおり定めましたので通知します。

今後は、講師以外の者に対する謝金についても基準以下である場合は人事課合議省略とし、基準により難しい場合及び基準がない場合は従前どおり人事課合議をお願いします。

記

1 謝金額の基準

- (1) 県内の講師等に対する謝金
別表のとおり
- (2) 県外の講師等に対する謝金
20,000円以下（1時間当たり）
- (3) 条例設置以外の要綱等で設置された委員会、検討会等の委員に対する謝金
熊本県報酬及び費用弁償条例別表第一中「附属機関の委員その他の構成員」に対する日額報酬単価（ただし書き部分を除く。）以下

2 旅費の級の基準

- (1) 行政職俸給表（一）9級又は10級が適用される国家公務員 行政職9級相当
- (2) (1)以外の者 行政職8級相当

3 適用年月日

平成19年4月1日

別 表

種 別		謝金額 (1時間当たり)	種 別		謝金額 (1時間当たり)
大 学 関 係	教授	10,000 円以下	農 業 商 工 団 体 関 係	県連合会部長 以上	7,000 円以下
	准教授	10,000 円以下		県連合会課長 以上	5,000 円以下
	講師	8,000 円以下		先進農家等	5,000 円以下
	助教、助手	5,000 円以下	医 療 関 係	医師	10,000 円以下
国 家 公 務 員	課長以上	7,000 円以下		その他医療技術 者	5,000 円以下
	その他	5,000 円以下	民 間 企 業	企業経営者、 役員	10,000 円以下
私 立 学 校 関 係	校長	8,000 円以下		その他の社員	6,000 円以下
	その他	5,000 円以下	そ の 他	日銀熊本支店長 弁護士 公認会計士 論説委員	10,000 円以下
市 町 村 関 係	市町村長	9,000 円以下		税理士 中小企業診断士	8,000 円以下
	副市町村長、 助役、収入役、 教育長	6,000 円以下		その他	5,000 円以下
	その他	5,000 円以下			

※ この表の適用に当たっては、種別欄の区分に対応する謝金額の範囲内で、講師等の業務内容を考慮したうえで決定すること。

・(参考資料2) 平成30年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ○この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの姓(姓)	年	月	日	あなたの給与所得(円)	あなたの扶養控除等申告書の提出(有・無)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	印	あなたの氏名	あなたの住所又は居所	あなたの扶養控除等申告書の提出(有・無)	あなたの扶養控除等申告書の提出(有・無)
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所

区分等	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者(注1)	あなたとの配偶者(注2)	あなたとの配偶者(注2)	あなたとの配偶者(注2)	あなたとの配偶者(注2)	あなたとの配偶者(注2)
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以降生)	あなたとの扶養親族	あなたとの扶養親族	あなたとの扶養親族	あなたとの扶養親族	あなたとの扶養親族
C 障害者、寡婦、寡父又は勤労学生	あなたとの障害者	あなたとの障害者	あなたとの障害者	あなたとの障害者	あなたとの障害者
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	あなたとの他の所得者	あなたとの他の所得者	あなたとの他の所得者	あなたとの他の所得者	あなたとの他の所得者

左記の内容に該当する場合は、裏面の「注」に記載のとおり記入してください。

○「注1」源泉控除対象配偶者とは、所得者(平成30年中の所得の総額が500万円以下の人)と生計を一にする配偶者(青色申告者はそのほかの扶養を受ける人及び青色申告者を除きます。)で、平成30年中の所得の総額が50万円以下の人をいいます。
 ○「注2」同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色申告者等を除きます。)及び青色申告者等(平成30年中の所得の総額が38万円以下の人)をいいます。

○「注3」源泉控除対象配偶者、障害者、寡婦、寡父又は勤労学生に該当する場合は、裏面の「注」に記載のとおり記入してください。

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族(平15.1.2以後生)	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1				
2				
3				

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

・(参考資料3) 平成30年分給与所得者の保険料控除申告書

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	

※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)に記載してください。



◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

保険会社等の名称	保険の種類(目的)	保険の氏名	保険料の支払方法	給与の支払者の氏名	給与の支払者の住所	控除額
③のうち地震保険料の金額の合計額						円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						円
$\text{③の金額} + \text{④の金額} \times \frac{1}{2} \times 5,000 \text{円} \times \text{控除率}$						円
地震保険料控除						円

保険会社等の名称	保険の種類	保険契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧区分	控除額	
①のうち新保険料等の金額の合計額					円	
②のうち旧保険料等の金額の合計額					円	
$\text{①の金額} + \text{②の金額} \times \frac{1}{2}$						円
生命保険料控除						円

社会保険の種類	保険料支払先の氏名	控除額
		円
合計(控除額)		
円		

社会保険の種類	控除額
	円
合計(控除額)	
円	

小規模企業共済等掛金	控除額
	円
合計(控除額)	
円	

計算式I(新保険料等専用) ※	控除額
A, C又はDの金額	円
20,000円以下	円
20,001円から50,000円まで	円
50,001円から80,000円まで	円
80,001円以上	円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

・(参考資料4) 平成30年分給与所得者の配偶者控除等申告書

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 氏名(フリガナ)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法人番号	
	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所



◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。

◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の*1
合計所得金額の見積額

円判定 900万円以下(A) 900万円超950万円以下(B) 950万円超1,000万円以下(C)

(左のA～Cを記載)

配偶者

(フリガナ) 氏名

個人番号

生年月日

明・大
昭・平

あなたと配偶者の住所又は居所が
異なる場合の配偶者の住所又は居所

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2

円	区分
<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)	Ⅰ
<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳未満	Ⅱ
<input type="checkbox"/> 38万円超85万円以下	
<input type="checkbox"/> 85万円超123万円以下	

(左の①～④を記載)

合計所得金額の見積額の計算表

(注) 給与所得「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【1】給与所得を参考にしてください。

あなた の 合計 所得 金額 (見 積 額)	所得の種類	④ 必要経費等	⑤ 所得金額 (④-⑥)
あなた の 給与 所得 (1)	給与所得	円	円
あなた の 事業 所得 (2)	事業所得	円	円
あなた の 雑 所得 (3)	雑所得	円	円
あなた の 配 当 所得 (4)	配当所得	円	円
あなた の 不 動 産 所得 (5)	不動産所得	円	円
あなた の 退 職 所得 (6)	退職所得	円	円
あなた の 其 他 所得 (7)	(1)～(6)以外 の所得	円	円
(1)～(7)の合計額			

⇒上記の*1欄に転記してください。

控除額の計算

区分Ⅱ 配偶者特別控除

区分	①	②	③	④(注)の見積額を参照してください。
A	480,000円	380,000円	380,000円	110万円超 115万円以下
B	320,000円	260,000円	260,000円	105万円超 110万円以下
C	160,000円	130,000円	130,000円	95万円超 105万円以下
摘要	配偶者控除	配偶者控除	配偶者特別控除	130万円超 125万円以下

⇒上記の*2欄に転記してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

・（参考資料 5）平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

○ 平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月（日）給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数（配偶者及び扶養親族の合計数等）に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。

このため、平成 30 年 1 月 1 日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。

また、平成 30 年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

《「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」（「源泉控除対象配偶者」欄）への記載要否》

		給与所得者本人の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額）				
		900 万円以下 （1,120 万円以下）	900 万円超 950 万円以下 （1,120 万円超 1,170 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下 （1,170 万円超 1,220 万円以下）	1,000 万円超 （1,220 万円超）	
（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	配偶者の合計所得金額（見積額） 38 万円以下 （103 万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（平成 29 年以前）	（○）	（○）	（○）	（○）
		控除額 （老人控除）	38 万円 （48 万円）	26 万円 （32 万円）	13 万円 （16 万円）	0 円 （0 円）
	38 万円超 85 万円以下 （103 万円超 150 万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（平成 29 年以前）	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	38 万円	26 万円	13 万円	0 円
85 万円超 123 万円以下 （150 万円超 201 万 6 千円未満）	記載要否	×	×	×	×	
	（平成 29 年以前）	（×）	（×）	（×）	（×）	
	控除額	36 万円～ 3 万円	24 万円～ 2 万円	12 万円～ 1 万円	0 円	

- ※1 上図の記載要否欄が「○」とされている箇所（源泉控除対象配偶者）に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月（日）の源泉徴収税額を計算します。
- 2 同一年計配偶者（合計所得金額（見積額）が 38 万円以下である配偶者）が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に 1 人を加算して毎月（日）の源泉徴収税額を計算します（改正前も同じ）。
- 3 控除額欄の金額は、平成 30 年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。
- 4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一年計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。
- 5 年の中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 給与の支払者の名称（氏名） (フリガナ) あなたの生年月日 年 月 日 課税年度

税務署長 給与の支払者の法人 市区町村長 給与の支払者の住所

上図の記載要否欄が「○」とされている箇所に該当する場合には、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載が必要となります。

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一年計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	本人扶養義務 (INQ11) 有/無	平成 30 年分の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由 (平成 30 年中に異動があった場合は記載してください)
源泉控除対象配偶者 (注1)				円		
また			<input type="checkbox"/> 同居の親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居の親等	円		

・(参考資料6) 平成30年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

F E 0 1 0 3

平成 **30** 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

住所又は所在地 学校住所 電話(〇〇 - 〇〇 - 〇〇)	事業種目 県立学校	調整番号
氏名又は名称 学校名 (県の法人番号)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 1	提出媒体 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 贈与 30
個人番号又は法人番号 0000000000000000	作成担当者 多摩 猫	本店等一括提出 有 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
代表者氏名 校長名	作成税理士 署名押印 公印	税理士番号

提出用
平成28年1月1日以後提出用
平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に可も記載しないでください。

区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額
④のうちの、源泉徴収税額のない者							
④のうち、内閣府の職員							
④のうち、源泉徴収票を提出するもの							
④のうち、源泉徴収票を提出しなかったもの							

区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額
④のうちの、源泉徴収票を提出するもの							
④のうちの、源泉徴収票を提出しなかったもの							

区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額
④のうち、支払調書を提出するもの							
④のうち、支払調書を提出しなかったもの							

区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額
④のうち、支払調書を提出するもの							
④のうち、支払調書を提出しなかったもの							

区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額
④のうち、支払調書を提出するもの							
④のうち、支払調書を提出しなかったもの							

区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額
④のうち、支払調書を提出するもの							
④のうち、支払調書を提出しなかったもの							

通信日付印	確認印	提出年月日	身元確認
		年 月 日	
税務署 整理欄		区 分	
		A B C D E F G H	

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面30 その他99)

・(参考資料7) 給与支払報告書 (総括表)

平成 年 月 日

個人住民税の普通徴収への切替申請書

長 宛

A	退職者又は退職予定者(3月末迄)		人
B	他の事業所で特別徴収されている〔乙欄給報等を含む〕		人
C	毎月給与の支払いがない方		人
D	事業専従者		人
E	受給者総人員が2人以下		人
		普通徴収申請者 合計人数	人

上記の理由により、普通徴収による納付を承認願います。

事業所名

給与支払報告書 (総括表)

平成 年 月 日提出	平成 年 月分まで	種別	管理番号	中
給与支払者の 個人番号又は法人番号		提出区分	年退	職者
フリガナ		事業種目		
給与支払者の 氏名又は名称		受給者 総人員		人
所得税の源泉徴収 をしている事業所 又は事業の名称		報告人員		人
フリガナ		報告人員の うち退職者 人員		人
同上の所在地		所 属 署 名		税務署
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名		給与の支払方法及びその期日 (所在地)		
連絡者の氏名、 所属課、係番号 及び電話番号	氏名 (名称)	課 (電話)	係	
特別徴収額の 払込みを希望する 金融機関				

・（参考資料 8）給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）月額表・日額表

給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）

（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（平成29年3月31日財務省告示第95号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100

給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）

(一) 日額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第二（平成29年3月31日財務省告示第95号改正））（～6,999円）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙	
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税額								税額	税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,050	3,100	10	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,100	3,150	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,150	3,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,200	3,250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,250	3,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,300	3,400	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,400	3,500	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,500	3,600	35	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	40	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	45	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	55	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	60	5	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	65	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,200	4,300	70	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,300	4,400	75	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,400	4,500	80	25	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,500	4,600	85	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
4,600	4,700	85	35	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,700	4,800	90	35	0	0	0	0	0	0	0	260	0
4,800	4,900	90	40	0	0	0	0	0	0	0	270	0
4,900	5,000	95	40	0	0	0	0	0	0	0	280	0
5,000	5,100	100	45	0	0	0	0	0	0	0	300	0
5,100	5,200	100	50	0	0	0	0	0	0	0	310	0
5,200	5,300	105	55	0	0	0	0	0	0	0	330	0
5,300	5,400	110	55	5	0	0	0	0	0	0	340	0
5,400	5,500	110	60	5	0	0	0	0	0	0	360	0
5,500	5,600	115	65	10	0	0	0	0	0	0	370	0
5,600	5,700	120	65	15	0	0	0	0	0	0	390	0
5,700	5,800	125	70	15	0	0	0	0	0	0	400	0
5,800	5,900	125	75	20	0	0	0	0	0	0	420	0
5,900	6,000	130	75	25	0	0	0	0	0	0	440	0
6,000	6,100	135	80	30	0	0	0	0	0	0	470	0
6,100	6,200	135	85	30	0	0	0	0	0	0	510	0
6,200	6,300	140	90	35	0	0	0	0	0	0	540	0
6,300	6,400	150	90	40	0	0	0	0	0	0	580	0
6,400	6,500	150	95	40	0	0	0	0	0	0	610	0
6,500	6,600	155	100	45	0	0	0	0	0	0	650	0
6,600	6,700	160	100	50	0	0	0	0	0	0	680	0
6,700	6,800	165	105	50	0	0	0	0	0	0	710	0
6,800	6,900	165	110	55	5	0	0	0	0	0	750	0
6,900	7,000	170	110	60	5	0	0	0	0	0	780	0

・(参考資料9) 通勤手当の所得税法上の取扱い(源泉徴収のしかたから抜粋)

II 給与所得の範囲

給与所得には、通常の俸給や給料、賃金、賞与のほか、諸手当やいわゆる現物給与も含まれます。
この給与所得の範囲について注意していただく点は、おおむね次のとおりです。

1 通勤手当等

通勤手当(通常の給与等に加算して支給されるものに限り、ます。)や通勤用定期乗車券(これらに類する乗車券を含みます。)は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たり次の金額までは課税されないことになっています(所法9①五、所令20の2)。

区	分	課税されない金額
①	交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)
②	自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55 キロメートル以上である場合
		31,600円
		通勤距離が片道 45 キロメートル以上 55 キロメートル未満である場合
		28,000円
		通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合
		24,400円
		通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合
		18,700円
	通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	
	12,900円	
	通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	
	7,100円	
	通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	
	4,200円	
	通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	
	(全額課税)	
③	交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)
④	交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)

(注) 1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません(基通9-6の3)。

2 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないこととなりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります(平元直法6-1(最終改正平26課法9-1))。

◆ 最後に

荒尾・玉名地区研究グループでは、5校で構成メンバーも少ない中、源泉徴収事務の各業務について、協会の皆様の役に立つ内容を目標として、この研究を進めてきました。特に、初めてこの業務の担当になった若手職員の方や久しぶりに担当する方々が手に取っていただけることを願って作成しました。

今回の研究を通して、源泉徴収事務の奥深さを感じましたが、この業務への取り組みを苦手意識から重たく考え込まずに、事務職員の仲間で知識や情報を共有し合うことの大切さに改めて気付かされました。

私たち学校事務職員は、様々な業務システム導入に伴い、業務が効率的になった反面、業務の多様化と増加により業務に追われる日々を過ごしています。事務職員同士のつながりを持ち、業務に活かしていく必要性を感じています。この研究が誰かの役に立てると幸いです。

熊本県公立学校事務職員協会 荒尾・玉名地区研究グループ

熊本県立玉名高等学校・附属中学校	事務主査 吉岡 三紀子
熊本県立玉名高等学校・附属中学校	主任事務職員 村上 暁
熊本県立玉名高等学校・附属中学校	事務職員 荒木 弘香（平成29年度）
熊本県立岱志高等学校	事務主査 坂井 優美
熊本県立岱志高等学校	事務職員 矢加部 大貴（平成29年度）
熊本県立玉名工業高等学校	事務主査 野内 絵里香
熊本県立玉名工業高等学校	事務職員 丹生 由比子
熊本県立北稜高等学校	主任事務職員 竹尾 知里
熊本県立北稜高等学校	事務職員 田端 葵
熊本県立荒尾支援学校	事務職員 多田隈 愛